

応募は静岡県内の対象校を通じて受付けています。対象校へは協会より案内の文書を送付してありますので、応募を希望する学生は、所属する大学から願書を入手してください。

2012年度 しずぎんアジア留学生奨学金（受入） 募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、株式会社静岡銀行（頭取中西勝則氏）のご支援により、「2012年度 しずぎんアジア留学生奨学金（以下「奨学金」という。）の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、アジア諸国の国籍を有し、静岡県内の大学及び大学院に在籍する優秀な外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、経済的不安の緩和と、学習効果の向上に寄与することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である株式会社静岡銀行は、基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます」をもとに、地域社会と海外諸国との国際交流・異文化交流を促進し、地域企業による海外展開の橋渡しを担う有用人材の育成を行うことを目的として資金を提供された。

3. 応募資格

応募することが出来る者は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 2012年4月時点において、静岡県内の大学学部及び大学院修士課程、博士課程に正規生として在籍予定の外国人。
- (2) アジア地域の国籍を有する外国人留学生。特にタイ、ベトナム、インドネシア、インド、中国からの留学生を優先する。
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者。
- (4) 2012年4月以降、他の奨学金（外国政府による奨学金は除く）の支給を受ける予定のない者。
- (5) 大学の長の推薦を受けることができる者
(注) 静岡県内の大学とは、株式会社静岡銀行と協議の上選定した指定校制とする。

4. 採用人数

2012年度の採用人数は8名程度とする。

5. 奨学金月額

奨学金月額は100,000円とする。

6. 支給期間

支給期間は、2012年4月より2014年3月までの2年間を上限とする。

(備考) 1年間の支給後、株式会社静岡銀行による面接・書類等の審査により、支給継続（2013年4月より2014年3月まで）が認められないことがある。

7. 推薦方法

- (1) 奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を、在籍する大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、8に掲げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。
なお、推薦人数については、依頼文に示すものとする。

8. 推薦書類

- (1) 願書（別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。）
- (2) 応募者の写真（最近6ヵ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。）
- (3) 大学の長による応募者推薦書（別紙様式2）（注）推薦理由は指導教員が記入すること。
- (4) 応募の段階で入手可能な直近の学業成績証明書

9. 推薦締切期日

2011年11月30日（水）まで（必着）とする。

なお、締切期日を過ぎた場合、提出書類に不備のある場合は、推薦書類を受理しない。

また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考および結果の通知

株式会社静岡銀行は、7の（2）により理事長に提出されたものについて、専攻分野等に配慮した選考を行い、受給者を決定する。受給者には2012年1月末を目途に、在籍大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給

奨学金は、別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

12. 注意事項

- (1) 受給者は、原則として、奨学金の返還義務を伴わない。
- (2) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
 - ①推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
 - ②この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (3) 受給者が奨学金支給期間中に、次の①から③のいずれか一つに該当した場合には、途中で奨学金の支給を打ち切ることがある。
 - ①大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合
 - ②大学を休学、長期欠席、あるいは留年した場合
 - ③その他、在籍大学の長より、打ち切りの申し出があった場合
- (4) 受給者は、理事長に、奨学金支給期間中の毎年度末、成績証明書と共に、学習・研究状況を所定の様式により、提出しなければならない。
- (5) 受給者は、株式会社静岡銀行主催の要請があれば、学習報告会（年に4回予定）等に参加することとする。

13. 個人情報の取り扱い

奨学金の推薦書類に記載された個人情報は、本制度のために利用され、その他の目的には利用しない。

14. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL：03-5454-5274

FAX：03-5454-5242

E-mail：ix@jees.or.jp

以上

2012年度 しずぎんアジア留学生奨学金（派遣） 募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、株式会社静岡銀行（頭取中西勝則氏）のご支援により、「2012年度 しずぎんアジア留学生奨学金（以下「奨学金」という。）の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、静岡県内の大学及び大学院から、アジア諸国の高等教育機関に留学する優秀な日本人留学生に対して奨学金を支給することにより、経済的不安の緩和と、学習効果の向上に寄与することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である株式会社静岡銀行は、基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます」をもとに、地域社会と海外諸国との国際交流・異文化交流を促進し、地域企業による海外展開の橋渡しを担う有用人材の育成を行うことを目的として資金を提供された。

3. 応募資格

応募することが出来る者は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 2012年4月時点において、静岡県内の大学学部及び大学院修士課程、博士課程に正規生として在籍予定の日本人。
- (2) 静岡県内の大学から、アジア地域の高等教育機関へ3ヶ月以上の留学を予定する者。アジア地域のうち、特にタイ、ベトナム、インドネシア、インド、中国への留学を優先する。
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者。
- (4) 2012年4月以降、他の奨学金（外国政府による奨学金は除く）の支給を受ける予定のない者。
- (5) 大学の長の推薦を受けることができる者
(注) 静岡県内の大学とは、株式会社静岡銀行と協議の上選定した指定校制とする。

4. 採用人数

2012年度の採用人数は2名程度とする。

5. 奨学金月額

奨学金月額は100,000円とする。

6. 支給期間

支給期間は、2012年4月より2014年3月までの3ヶ月以上、2年間を上限とし、奨学金受給者の留学期間に応じて決定する。

(備考) 1年間の支給後、株式会社静岡銀行による書類等の審査により、支給継続（2013年4月より2014年3月まで）が認められないことがある。

7. 推薦方法

- (1) 奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を、在籍する大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、8に掲げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。
なお、推薦人数については、依頼文に示すものとする。

8. 推薦書類

- (1) 願書（別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。）
- (2) 応募者の写真（最近6ヵ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。）
- (3) 大学の長による応募者推薦書（別紙様式2）（注）推薦理由は指導教員が記入すること。
- (4) 応募の段階で入手可能な直近の学業成績証明書（応募時点で各課程の1年次に在籍しており、在籍する大学の学業成績証明書が提出できない場合を除く）

9. 推薦締切期日

2011年11月30日（水）まで（必着）とする。

なお、締切期日を過ぎた場合、提出書類に不備のある場合は、推薦書類を受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考および結果の通知

株式会社静岡銀行は、7の（2）により理事長に提出されたものについて、専攻分野等に配慮した選考を行い、受給者を決定する。受給者には2012年1月末を目途に、在籍大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給

奨学金は、別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

12. 注意事項

- (1) 受給者は、原則として、奨学金の返還義務を伴わない。
- (2) 受給者が、次の①から③のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
 - ①推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
 - ②この要項に定める事項に該当しなくなった場合
 - ③留学を取りやめた場合
- (3) 受給者が奨学金支給期間中に、次の①から③のいずれか一つに該当した場合には、途中で奨学金の支給を打ち切ることがある。
 - ①大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合
 - ②大学を休学、長期欠席、あるいは留年した場合
 - ③その他、在籍大学の長より、打ち切りの申し出があった場合
- (4) 受給者は、理事長に、奨学金支給終了後、成績証明書と共に、学習・研究状況を所定の様式により、提出しなければならない。
- (5) 受給者は、株式会社静岡銀行主催の要請があれば、帰国報告会等に参加することとする。

13. 個人情報の取り扱い

奨学金の推薦書類に記載された個人情報は、本制度のために利用され、その他の目的には利用しない。

14. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
TEL：03-5454-5274
FAX：03-5454-5242
E-mail：ix@jees.or.jp

以上